

2018年4月1日

食物アレルギー等に関する情報提供について

1. 日本サッカー協会の指針に従い、食物アレルギー等の子供達の健康に関わる情報収集を小金井4SCとしても行います。
2. 食物アレルギー、薬物アレルギー、その他の考慮して欲しい健康面での事情がある場合は、「食物アレルギー等に関する情報票」をご提出ください。
3. 大事な個人情報ですので、小金井4SCとしての取扱いは以下の通りとします。
 - (ア) この情報票は通常は封緘して閲覧は不可とします。A4の封筒に学年、氏名を書いてしっかりと封緘した上でご提出ください。
 - (イ) 原則、封緘を解いて中身を確認するときは、子供に異常が発生しているにも関わらず保護者との連絡が取れない場合に限りです。
4. 上記の通りこの情報票は通常は一切使用しませんので、この情報を用いて練習や遠征(合宿含む)の内容を考慮することはしません。合宿等で食事を別対応する必要がある場合は、別途、ご相談の場を設定します。
5. 食物アレルギー等をお持ちの団員の保護者の方をお願いしたいことは以下の通りです。食物アレルギーがあるにもかかわらず、以下の対応が困難な場合は団長にご相談ください。
 - (ア) 練習・試合時
 - 「アナフィラキシー発症時の対応フロー」を常備してください。
 - エピペンその他治療薬剤等を処方されている場合には、それらを持参し、所在場所を明確にしてください。→団員がわかるようにしておいてください。
 - (イ) 遠征時(外食をともなう場合)
 - 「アナフィラキシー発症時の対応フロー」を常備してください。
 - エピペンその他治療薬剤等を処方されている場合には、それらを持参し、所在場所を明確にしてください。→団員がわかるようにしておいてください。
 - できれば、代替食の準備をしてください。
 - 宿泊をともなう遠征については、付き添いか、付き添い不可の場合は同意書(別紙)を提出してください。

以 上